

富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1 目的

富士見町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要です。

このため、富士見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的します。

2 位置付け

アクションプログラムは、富士見町耐震改修促進計画を補完する施策として定めるものであり、同計画の別紙として位置付けるものとします。

3 取組内容・目標・実績

計画	令和5年度取組内容	令和5年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の耐震診断費を町が全額補助 ii) 木造住宅の耐震改修費の一部を町が補助(改修工事:上限100万円、除却工事:上限83.8万円) <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地元区・集落組合をとおしたパンフレットの配布や回覧板による耐震化促進を行います。 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修を促します。 ・耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修を促します。 iii) 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上に係る説明会等を実施します。 ・耐震改修事業者リストを作成し、公表します。 iv) 一般への普及周知 <ul style="list-style-type: none"> ・富士見町の広報、ホームページ、有線放送等を通じて耐震改修の必要性について周知します。 ・一般の住民を対象とした説明会・セミナー等を行います。 ・パンフレットやチラシを作成し、配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:20件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:4件
		昨年度までの実績
		<p>平成31(令和元)年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:7件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:1件 <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:13件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:19件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:2件 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断費補助戸数:10件 ・木造住宅の耐震改修費補助戸数:0件
自己評価	前年度(令和4年度)の取組実績	前年度(令和4年度)の課題
	<ul style="list-style-type: none"> i) ・地元区・集落組合をとおして回覧版により耐震促進を実施。 ii) ・耐震診断結果報告時にパンフレット等で耐震改修補助事業の制度周知を実施。また、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール・電話等の方法により耐震改修補助事業の制度周知を実施。 iii) ・県と協力し、改修事業者の技術力の向上に係る説明会(木造住宅耐震リフォーム達人塾)を実施。耐震改修事業者リストを公表。 iv) ・町の広報、ホームページへの掲載、チラシ配布等を通じて耐震改修補助事業の制度周知を実施。一般の住民を対象とした説明会(役場ロビー)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修ともに目標値には達していないため、引続き補助制度の利用促進を図る必要がある。
		改善策
		<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや回覧板による耐震化促進を行うとともに、各イベントや広報誌等を利用した制度周知を積極的に推進する。